

SDGs **肥料価格高騰対策のごあんない** SDGs
～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。
令和4年11月から令和5年5月に注文した肥料(当JAで購入し本年の春肥として使用する肥料)を対象に申請を受け付けます。



支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{smallmatrix} \text{国が決定} \\ \text{〔0.9〕} \end{smallmatrix} \right]} \right] \times 0.7$$

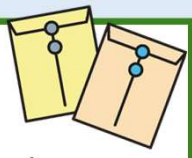
JAえひめ南 申請スケジュール

申請手続きを下記の日程・各地区ごとに実施します。事業申請をされる場合は、各会場にて申請手続きをお願いいたします。

申請受付期間: **令和5年7月4日(火)～14日(金)**

申請受付会場: 宇和島営農センター、伊予吉田営農センター、三間営農センター
鬼北営農センター、津島営農センター、南宇和営農センター

申請に必要なもの



- 1 農産物の販売明細の写し**(販売代金明細、領収書等)
※当JAに農産物の出荷実績がある場合は、こちらで対応いたします。
- 2 令和5年11月以降に当JAで現金購入した肥料の領収書**
※領収書については、金額を集計したものと合わせてご持参ください。
※当JAで貯金引落により購入された場合は、こちらで資料を準備します。
- 3 化学肥料低減計画書** → 裏面を参照

申請にあたって

当JA以外で購入された肥料の事業申請については、購入された販売店へご相談ください。

他の団体から申請	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	あれば団体名を記載
市町からの支援	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	〇〇市・町

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
水稲	1.0
里芋	0.5
その他	0.5
計	2.0

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当するものに○を付けること

氏名 (法人・組織名)	農協 太郎
住所	愛媛県宇和島市栄町港3丁目303番地
電話番号	0895-22-8111

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計★		
イ 生育診断による施肥設計★		○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用★		○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用★		
ス		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用		

左記の「取組メニュー」から2つ取り組む必要があります。

また、その内、愛媛県が推奨する「ア・イ・エ・シ」の4つのメニューから1つは必ず取り組んで下さい。
(2つとも★印のメニュー可)

※愛媛県が追加支援金(1割)の対象としているため。



本計画の情報について、必要に応じて該当する以下の組織に提供することを承諾します。
市町(又は市町協議会)並びに取組団体

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 農協 太郎

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

---お問い合わせ先---

JAえひめ南 営農振興部 営農企画振興課 (TEL 22-8151)
 宇和島営農センター (TEL 22-8175) 伊予吉田営農センター (TEL 52-2939)
 三間営農センター (TEL 58-3322) 鬼北営農センター (TEL 45-1313)
 津島営農センター (TEL 32-5951) 南宇和営農センター (TEL 72-1160)
 事務局:愛媛県農業再生協議会 (県庁農産園芸課 TEL:089-912-2555)
 (愛媛県ホームページ) 肥料価格高騰対策に関する情報はこちら→

